

新旧対照表

新	旧
<p>凡例</p> <hr/> <p><u>戸籍の附票及び戸籍の附票の除票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準（平成6年法務省・自治省告示第1号）</u> …<u>技術的基準</u> (略)</p> <p><u>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）</u> …<u>標準化法</u></p> <p><u>地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（令和4年8月）</u> …<u>データ要件・連携要件標準仕様書</u></p> <p><u>地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第1.0版】（令和4年8月）</u> …<u>共通機能標準仕様書</u></p> <p style="text-align: center;">第1章 本仕様書について</p> <hr/> <p style="text-align: center;">3. 対象</p> <hr/> <p style="text-align: center;">（3）対象項目</p> <p>本仕様書では、以下の項目について規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準化の対象範囲（第2章） ・機能要件（第3章及び別紙「<u>機能・帳票要件</u>」） ・様式・帳票要件（第4章、別紙「<u>帳票一覧・レイアウト</u>」及び「<u>諸元表</u>」） ・データ要件（第5章） 	<p>凡例</p> <hr/> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書（令和4年8月）</u> …<u>データ要件・連携要件標準仕様書</u></p> <p><u>地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【第1.0版】（令和4年●月）</u> …<u>共通機能標準仕様書</u></p> <p style="text-align: center;">第1章 本仕様書について</p> <hr/> <p style="text-align: center;">3. 対象</p> <hr/> <p style="text-align: center;">（3）対象項目</p> <p>本仕様書では、以下の項目について規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準化の対象範囲（第2章） ・機能要件（第3章） ・様式・帳票要件（第4章） ・データ要件（第5章）

新旧対照表

新	旧
<ul style="list-style-type: none">・連携要件（第3章、<u>第5章の一部及び別紙「連携要件一覧」</u>）（※）・非機能要件（第6章）・業務フロー（別紙）・ツリー図（別紙）	<ul style="list-style-type: none">・連携要件（第3章<u>及び第5章の一部</u>※）・非機能要件（第6章）・業務フロー（別紙<u>1</u>）・ツリー図（別紙<u>2</u>）・<u>連携要件一覧</u>（別紙3）
<h2>4. 本仕様書の内容</h2>	<h2>4. 本仕様書の内容</h2>
<h3>(1) 本仕様書の構成</h3>	<h3>(1) 本仕様書の構成</h3>
<p>(略)</p> <p>また、別紙に業務フロー、ツリー図、<u>機能・帳票要件、帳票一覧・レイアウト、諸元表及び連携要件一覧</u>を記載している。業務フローは、第3章で規定する機能要件が業務上どのように位置づけられ、有効に機能するのかについて自治体及び事業者の共通理解を促すため、それらに対応したモデル的な業務フローを示している。</p>	<p>(略)</p> <p>また、別紙に業務フロー、ツリー図及び連携要件一覧を記載している。業務フローは、第3章で規定する機能要件が業務上どのように位置づけられ、有効に機能するのかについて自治体及び事業者の共通理解を促すため、それらに対応したモデル的な業務フローを示している。</p>
<h3>各自治体の調達仕様書の範囲との関係</h3>	<h3>各自治体の調達仕様書の範囲との関係</h3>
<p>(略)</p> <p>また、戸籍附票システムについては、戸籍情報システムと同梱されたパッケージを調達することが主流となっているため、戸籍情報システムとアプリケーションモジュールやデータベース等を共有するシステム構成とすることも考えられるが、戸籍の附票事務の独立性が確保される限り、このようなシステム構成についても許容される。例えば、審査・決裁機能について同じアプリケーションモジュールを活用</p>	<p>(略)</p> <p>また、戸籍附票システムについては、戸籍情報システムと同梱されたパッケージを調達することが主流となっているため、戸籍情報システムとアプリケーションモジュールやデータベースなどを共有するシステム構成とすることも考えられるが、戸籍の附票事務の独立性が確保される限り、このようなシステム構成についても許容される。例えば、審査・決裁機能について同じアプリケーションモジュールを活</p>

新旧対照表

新	旧
<p>し、同時に処理を実施することは許容するが、戸籍情報システムの審査・決裁機能のみを以て戸籍附票システムの審査・決裁機能とすることは許容しない。</p> <p>【戸籍情報システムとシステム構成を共有することを許容する項目】 第3章 機能要件</p> <p style="text-align: center;">第3章 機能要件</p> <hr/> <p style="text-align: center;">機能要件全般に関する事項</p> <hr/> <p>業務を実施するために必要な機能を、機能要件として別紙「機能・帳票要件」に規定している。全ての団体で必須機能又は実装が望ましい機能や、最適な標準機能として合意できる機能については【実装必須機能】として規定している。また、団体によっては必須機能又は実装が望ましい機能については【標準オプション機能】、カスタマイズの発生源であり、かつ、不要と考えられた機能については【実装不可機能】としている。</p> <p>各要件に対しては、機能 ID（規定している機能を一意に定めることを目的に付番した番号）や実装区分（機能要件における実装の類型（実装必須機能、標準オプション機能、実装不可機能の類型）を自治体規模ごと（指定都市、中核市、一般市区町村）示したものを）を示すとともに、要件の考え方・理由（各要件の検討過程などを、必要に応じて補足説明したもの。）を記載している。</p>	<p>用し、同時に処理を実施することは許容するが、戸籍情報システムの審査・決裁機能のみをを以て戸籍附票システムの審査・決裁機能とすることは許容しない。</p> <p>【戸籍情報システムとシステム構成を共有することを許容する項目】 第4章 機能要件</p> <p style="text-align: center;">第3章 機能要件</p> <p style="text-align: center;">（※機能・帳票要件のエクセル化に伴い整理）</p>

新旧対照表

新	旧
<h1 style="font-size: 2em;">1 管理項目</h1>	<h1 style="font-size: 2em;">1 管理項目</h1>
<h2 style="font-size: 1.5em;">1.1 戸籍の附票データ</h2>	<h2 style="font-size: 1.5em;">1.1 戸籍の附票データ</h2>
<p>1.1.1 戸籍の附票データの管理</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>(略)</p> <p>【戸籍の附票記載事項に当たる項目（法第 17 条各号及び第 17 条の 2 第 1 項関係）】</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国外転出者である旨（国名又は地域名） ・ 転出予定年月日 	<p>1.1.1 戸籍の附票データの管理</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>(略)</p> <p>【戸籍の附票記載事項に当たる項目（法第 17 条各号及び第 17 条の 2 第 1 項関係）】</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国外転出者である旨（国名又は地域名）、<u> </u> 転出予定年月日
<p>1.1.4 改製不適合戸籍の附票の管理</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>(略)</p> <p>読み取った改製不適合戸籍の附票は BMP 形式で保持できること</p>	<p>1.1.4 改製不適合戸籍の附票の管理</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>(略)</p> <p>読み取った改製不適合戸籍の附票は BMP 形式又は BMP 形式に可</p>

新旧対照表

新	旧
<p>又は BMP 形式に可逆変換できること（例：TIFF）。</p>	<p>逆変換できること（例：TIFF）。</p>
<p>1.1.6 年月日の管理</p> <hr/> <p>【考え方・理由】</p> <p>（略）</p> <p>暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における 2 月 29 日）については、本来、存在しない日付を許容すべきではないが、戸籍が修正せず、戸籍の附票では修正できないことがあることから、許容する。</p>	<p>1.1.6 年月日の管理</p> <hr/> <p>【考え方・理由】</p> <p>（略）</p> <p>暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における 2 月 29 日）については、本来、存在しない日付を許容すべきではないが、<u>戸籍側（本籍地）</u>が修正せず、<u>戸籍の附票側</u>では修正できないことがあることから、許容する。</p>
<p>1.1.13 支援措置対象者管理</p> <hr/> <p>【実装必須機能】</p> <p>支援措置の実施に当たっては、支援措置対象者の戸籍の附票及び戸籍の附票の除票に支援措置対象者である旨の表示ができるとともに、戸籍附票システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票の上記表示から画面遷移し、<u>支援措置責任者又は支援措置責任者の了承を得た者</u>のみが端末画面上でデータベースを確認できること。</p> <p><当初受付市区町村で管理すべきデータベース上の項目></p> <p>○支援措置申出書情報</p>	<p>1.1.13 支援措置対象者管理</p> <hr/> <p>【実装必須機能】</p> <p>支援措置の実施に当たっては、支援措置対象者の戸籍の附票及び戸籍の附票の除票に支援措置対象者である旨の表示ができるとともに、戸籍附票システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票の上記表示から画面遷移し、<u>支援措置責任者の了承を得て又は支援措置責任者のみ</u>が端末画面上でデータベースを確認できること。</p> <p><当初受付市区町村で管理すべきデータベース上の項目></p> <p>○支援措置申出書情報</p>

新旧対照表

新	旧
<p>【申出者に関する項目】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援を求める事務及び住所等 <ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳の閲覧（現住所）の支援措置希望有無 住民票の写し等の交付（現住所）の支援措置希望有無 住民票の除票の写し等の交付（前住所等）の支援措置希望有無及び前住所等 戸籍の附票の写しの交付（現本籍）の支援措置希望有無及び現本籍 戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍等）の支援措置希望有無及び前本籍等 固定資産所在市区町村における支援措置に準じた支援（所在地）の希望有無及び対象の固定資産所在市区町村 <p>【加害者に関する項目】（判明している場合） (略)</p> <p>【併せて支援を求める者に関する項目】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援を求める事務及び住所等 <ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳の閲覧（現住所）の支援措置希望有無 住民票の写し等の交付（現住所）の支援措置希望有無 住民票の除票の写し等の交付（前住所等）の支援措置希望有無及び前住所等 戸籍の附票の写しの交付（現本籍）の支援措置希望有無及び現本籍 	<p>【申出者に関する項目】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援を求める事務及び住所等 <ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳の閲覧（現住所）の支援措置希望有無 住民票の写し等の交付（現住所）の支援措置希望有無 住民票の除票の写し等の交付（前住所等）の支援措置希望有無及び前住所等 戸籍の附票の写しの交付（現本籍）の支援措置希望有無及び本籍 戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍等）の支援措置希望有無及び前本籍等 固定資産所在市区町村における支援措置に準じた支援（所在地）の希望有無及び対象の固定資産所在市区町村 <p>【加害者に関する項目】（判明している場合） (略)</p> <p>【併せて支援を求める者に関する項目】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援を求める事務及び住所等 <ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳の閲覧（現住所）の支援措置希望有無 住民票の写し等の交付（現住所）の支援措置希望有無 住民票の除票の写し等の交付（前住所等）の支援措置希望有無及び前住所等 戸籍の附票の写しの交付（現本籍）の支援措置希望有無及び本籍

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付 (前本籍等) の支援措置希望有無及び前本籍等 固定資産所在市区町村における支援措置に準じた支援 (所在地) の希望有無及び対象の固定資産所在市区町村 (略)</p> <p>○支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できる こと。)</p> <p style="padding-left: 20px;">【申出者に関する項目】 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">【加害者に関する項目】(判明している場合) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">【併せて支援を求める者に関する項目】 (略)</p> <p>○転送情報 (略)</p> <p>○支援措置の期間 (略)</p> <p>○仮支援措置 (略)</p> <p><当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべき データベース上の項目></p> <p>○支援措置申出書情報 【申出者に関する項目】</p>	<p style="text-align: center;">戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付 (前本籍等) の支援措置希望有無及び前本籍等 固定資産所在市区町村における支援措置に準じた支援 (所在地) の希望有無及び対象の固定資産所在市区町村 (略)</p> <p>○支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できる こと。)</p> <p style="padding-left: 20px;">【申出者に関する項目】 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">【加害者に関する項目】(判明している場合) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">【併せて支援措置を求める者に関する項目】 (略)</p> <p>○転送情報 (略)</p> <p>○支援措置の期間 (略)</p> <p>○仮支援措置 (略)</p> <p><当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべき データベース上の項目></p> <p>○支援措置申出書情報 【申出者に関する項目】</p>

新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>転送を受けた他の市区町村が支援を求められている事務</u> (戸籍の附票の写しの交付、戸籍の附票の除票の写しの交付から選択) (<u>複数登録できること</u>) <p>【加害者に関する項目】(判明している場合) (略)</p> <p>【併せて支援を求める者に関する項目】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>転送を受けた他の市区町村が支援を求められている事務</u> (戸籍の附票の写しの交付、戸籍の附票の除票の写しの交付から選択) (<u>複数登録できること</u>) <p>(略)</p> <p>○支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)</p> <p>【申出者に関する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名のフリガナ ・ <u>戸籍附票宛名番号</u> ・ 性別 ・ その他(任意の文言を登録できること。) <p>【加害者に関する項目】(判明している場合) (略)</p> <p>【併せて支援措置を求める者に関する項目】</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援を求める事務(戸籍の附票の写しの交付、戸籍の附票の除票の写しの交付) <p>【加害者に関する項目】(判明している場合) (略)</p> <p>【併せて支援を求める者に関する項目】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援を求める事務(戸籍の附票の写しの交付、戸籍の附票の除票の写しの交付) <p>(略)</p> <p>○支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。)</p> <p>【申出者に関する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名のフリガナ ・ 性別 ・ その他(任意の文言を登録できること。) <p>【加害者に関する項目】(判明している場合) (略)</p> <p>【併せて支援措置を求める者に関する項目】</p>

新旧対照表

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・氏名のフリガナ ・<u>戸籍附票宛名番号</u> ・性別 ・その他（任意の文言を登録できること。） (略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名のフリガナ ・性別 ・その他（任意の文言を登録できること。） (略)
<h2 style="margin: 0;">2.2 照会</h2>	<h2 style="margin: 0;">2.2 照会</h2>
<p>2.2.4 支援措置対象者照会</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>照会した支援措置対象者（併せて支援を求める者を含む。<u>以下同じ。</u>）の戸籍の附票データを確認する場合において、支援措置期間中又は仮支援措置期間中である旨が明示的に確認でき、1. 1. 13（支援措置対象者管理）の支援措置のデータベースに連携して、当該データベースの支援措置対象者の詳細情報が確認できること。</p>	<p>2.2.4 支援措置対象者照会</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>照会した支援措置対象者（併せて支援を求める者を含む。）の戸籍の附票データを確認する場合において、支援措置期間中又は仮支援措置期間中である旨が明示的に確認でき、1. 1. 13（支援措置対象者管理）の支援措置のデータベースに連携して、当該データベースの支援措置対象者の詳細情報が確認できること。</p>

新旧対照表

新	旧
<h1 data-bbox="353 261 824 352">2 抑止設定</h1> <hr/> <p data-bbox="125 485 443 523">3.2 支援措置</p> <hr/> <p data-bbox="147 571 405 609">【実装必須機能】</p> <p data-bbox="181 647 1111 727">支援措置対象者が含まれる戸籍の附票の写し等の交付を実施しようとする際に、エラーとすることができること。</p> <p data-bbox="181 791 237 826">(略)</p> <p data-bbox="181 839 1111 967">支援措置期間の延長処理を行えることとする<u>と</u>ともに、延長後の支援措置の期間は、延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から起算して1年間設定できること。</p> <p data-bbox="181 983 237 1018">(略)</p> <p data-bbox="181 1031 1111 1206">支援措置対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき、支援措置の期間を経過し、又は延長がされなかったとき、<u>そ</u>の他市区町村長が支援の必要性がなくなったと認めるときは、支援措置を終了できること。</p> <p data-bbox="181 1222 237 1257">(略)</p>	<h1 data-bbox="1375 261 1845 352">4 抑止設定</h1> <hr/> <p data-bbox="1137 485 1456 523">3.2 支援措置</p> <hr/> <p data-bbox="1160 571 1417 609">【実装必須機能】</p> <p data-bbox="1193 647 2123 775">支援措置対象者（併せて支援を求める者を含む。以下同じ。）が含まれる戸籍の附票の写し等の交付を実施しようとする際に、エラーとすることができること。</p> <p data-bbox="1193 791 1249 826">(略)</p> <p data-bbox="1193 839 2123 967">支援措置期間の延長処理を行えることとする<u>と</u>ともに、延長後の支援措置の期間は、延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から起算して1年間設定できること。</p> <p data-bbox="1193 983 1249 1018">(略)</p> <p data-bbox="1193 1031 2123 1206">支援措置対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき、支援措置の期間を経過し、又は延長がされなかったとき<u>そ</u>の他市区町村長が支援の必要性がなくなったと認めるときは、支援措置を終了できること。</p> <p data-bbox="1193 1222 1249 1257">(略)</p>

新旧対照表

新	旧
<h1>3 異動</h1>	<h1>5 異動</h1>
4.0.2 異動日・処理日	4.0.2 異動日・処理日
【考え方・理由】 住民記録システムに準ずる。	【考え方・理由】 <u>異動日・処理日の考え方は住民記録システムと同様であるため、</u> 住民記録システムに準ずる。
4.0.4 入力確認・修正	4.0.4 入力確認・修正
【実装必須機能】 更新前（仮登録）には、20.0.1（様式・帳票全般）に定める確認用帳票を画面確認又は印刷でき、入力内容を修正できること。	【実装必須機能】 更新前（仮登録状態）には、20.0.1（様式・帳票全般）に定める確認用帳票を画面確認又は印刷でき、入力内容を修正できること。

新旧対照表

新	旧
<h3 data-bbox="689 252 1041 323">7.1 CS 連携</h3> <p data-bbox="129 379 571 419">7.1.1 CS への自動送信</p> <p data-bbox="147 467 405 507">【実装必須機能】</p> <p data-bbox="230 547 286 579">(略)</p> <ul data-bbox="219 595 902 627" style="list-style-type: none">・<u>住基ネット統一文字</u>との変換が管理できること <p data-bbox="230 643 286 675">(略)</p>	<h3 data-bbox="1704 252 2056 323">7.1 CS 連携</h3> <p data-bbox="1144 379 1585 419">7.1.1 CS への自動送信</p> <p data-bbox="1162 467 1420 507">【実装必須機能】</p> <p data-bbox="1245 547 1301 579">(略)</p> <ul data-bbox="1234 595 2141 675" style="list-style-type: none">・<u>住民基本台帳ネットワークシステム統一文字</u> (以下「住基ネット統一文字」という。)との変換が管理できること <p data-bbox="1245 691 1301 722">(略)</p>
<h3 data-bbox="501 826 1108 898">7.2 庁内他業務連携</h3> <p data-bbox="129 954 853 994">7.2.1 他の標準準拠システム等への連携</p> <p data-bbox="147 1042 405 1082">【実装不可機能】</p> <p data-bbox="181 1114 1111 1289">戸籍附票システムにおけるコンビニ交付に対応する場合及び3.2 支援措置における連携を<u>する場合</u>を除き、本籍地と住所地が同一の市区町村の者の異動時において、住所情報や住民票コードの情報を住民記録システムから直接受信できること。</p>	<h3 data-bbox="1518 826 2125 898">7.2 庁内他業務連携</h3> <p data-bbox="1144 954 1868 994">7.2.1 他の標準準拠システム等への連携</p> <p data-bbox="1162 1042 1420 1082">【実装不可機能】</p> <p data-bbox="1196 1114 2134 1289">戸籍附票システムにおけるコンビニ交付に対応する場合及び3.2 支援措置における連携を除き、本籍地と住所地が同一の市区町村の者<u>管内住所人</u>の異動時において、住所情報や住民票コードの情報を住民記録システムから直接受信できること。</p>

新旧対照表

新	旧
10 共通	10 共通
<p>10.1 EUC 機能ほか</p> <hr/> <p>【実装必須機能】</p> <p>EUC 機能（「共通機能標準仕様書」に規定する EUC 機能をいう。<u>以下同じ。</u>）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</p>	<p>10.1 EUC 機能ほか</p> <hr/> <p>【実装必須機能】</p> <p>EUC 機能（「共通機能標準仕様書」に規定する EUC 機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</p>
<p>10.3 操作権限管理</p> <hr/> <p>【実装必須機能】</p> <p>（略）</p> <p>ID とパスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。複数回の<u>認証</u>の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。</p>	<p>10.3 操作権限管理</p> <hr/> <p>【実装必須機能】</p> <p>（略）</p> <p>ID とパスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。複数回の<u>印象失敗</u>に対して、アカウントロック状態にできること。</p>

新旧対照表

新	旧
<p>10.6 データ要件・連携要件標準仕様書に基づく出力</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>「データ要件・連携要件標準仕様書」におけるデータ要件の標準に従って、基本データリストに規定するグループを単位にして、任意のタイミングで出力する機能が提供されること。なお、その際には「データ要件・連携要件標準仕様書」にて規定されている文字要件に準ずること。また、データ要件の標準以外で保有するデータがある場合は、同様に提供されること。</p>	<p>10.6 データ要件・連携要件標準仕様書に基づく出力</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>「データ要件・連携要件標準仕様書」におけるデータ要件の標準、<u> </u>に従って、基本データリストに規定するグループを単位にして、任意のタイミングで出力する機能が提供されること。なお、その際には「データ要件・連携要件標準仕様書」にて規定されている文字要件に準ずること。また、データ要件の標準以外で保有するデータがある場合は、同様に提供されること。</p>
<p>10.7 印刷</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>(略)</p> <p>帳票発行時に PDF か紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。なお、デフォルトで PDF か紙出力かを設定できることも可能とする。</p>	<p>10.7 印刷</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>(略)</p> <p>帳票発行時に PDF か紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。なお、デフォルトで PDF か紙出力かを設定できることと<u> </u>しても可能とする。</p>

新旧対照表

新				旧			
11 エラー・アラート 項目				11 エラー・アラート 項目			
11.1 エラー・アラート項目				11.1 エラー・アラート項目			
○ エラー項目一覧				○ エラー項目一覧			
エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
19	仮登録の者を含む戸籍の附票の証明書を発行する場合	仮登録であるため、証明書の発行ができません。審査・決裁担当者に確認してください。	4.0.3	19	仮登録 <u>状態</u> の者を含む戸籍の附票の証明書を発行する場合	仮登録 <u>状態</u> であるため、証明書の発行ができません。審査・決裁担当者に確認してください。	4.0.3
【考え方・理由】				【考え方・理由】			
エラー番号	エラーとした考え方・理由			エラー番号	エラーとした考え方・理由		
19	仮登録では証明書を発行できないため。			19	仮登録 <u>状態</u> では証明書を発行できないため。		

新旧対照表

新	旧
<h3 style="margin: 0;">第4章 様式・帳票要件</h3> <hr style="border: 1px solid blue; margin: 10px 0;"/> <h2 style="margin: 0;">様式・帳票要件全般に関する事項</h2> <hr style="border: 1px solid blue; margin: 10px 0;"/> <p style="margin: 10px 0;">業務を実施するために必要な様式・帳票の要件を、帳票要件として別紙「機能・帳票要件」に規定している。機能要件同様、全ての団体で必須機能又は実装が望ましい機能や、最適な標準機能として合意できる機能については【実装必須機能】として規定している。また、団体によっては必須機能又は実装が望ましい機能については【標準オプション機能】、カスタマイズの発生源であり、かつ、不要と考えられた機能については【実装不可機能】としている。</p> <p style="margin: 10px 0;">各要件に対しては、機能 ID（規定している機能を一意に定めることを目的に付番した番号）や実装区分（機能要件における実装の種類（実装必須機能、標準オプション機能、実装不可機能の種類）を地方公共団体規模ごと（指定都市、中核市、一般市区町村）示したもの。）を示すとともに、要件の考え方・理由（各要件の検討過程などを、必要に応じて補足説明したもの。）を記載している。</p> <p style="margin: 10px 0;">また、本仕様書においてレイアウトを規定しているのは【実装必須機能】とされている様式・帳票のみであり、各様式・帳票のレイアウト、記載例及び記載に当たって考慮すべき事項等を別紙「帳票一覧・レイアウト」にて規定している。さらに、本仕様書においてレイアウトを規定している様式・帳票の諸元表について、別紙「諸元表」にて規定している。</p>	<h3 style="margin: 0;">第4章 様式・帳票要件</h3> <p style="margin: 10px 0;">（※機能・帳票要件のエクセル化に伴い整理）</p>

新旧対照表

新	旧
<h3 style="margin: 0;">第7章 用語</h3>	<h3 style="margin: 0;">第7章 用語</h3>
<p>い</p>	<p>い</p>
<p>一部【いちぶ】……同一の戸籍に含まれる一部の者のこと。 「全部」も参照のこと。</p>	<p>一部【いちぶ】……同一の戸籍に含まれる一部の者のこと 「全部」も参照のこと。</p>
<p>う</p>	<p>う</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>ウィザード……システムの操作に当たり、システムの発する質問に順次回答していくことによって操作を行う方式のこと。</u></p>
<p>え</p>	<p>え</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>XML【えつくすえむえる】……Extensible Markup Language の略。インターネット上で使用される各種技術の標準化推進団体である W3C (World Wide Web Consortium) から勧告が出された言語の仕様であり、文書やデータの意味や構造を記述するために拡張可能なマークアップ言語である。利用者が自由にタグを定義でき、文書中の文字列に意味付けができる言語構造を持ち、文書処理から電子商取引にいたるまでネットワーク上のデータ処理において広く活用されている。</u> <u>一般財団法人全国地域情報化推進協会 (APPLIC) が策定した地域情報プラットフォーム標準仕様書においては、プラットフォーム通信標準のメッセージ定義仕様に採用されている。</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">か</p> <p>仮登録【かりとうろく】……異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、法上、戸籍の附票にまだ記載されていない状態のこと。異動処理が確定されておらず、異動履歴とならない状態であり、システム上は保存されていることから、単なる入力途中の状態とは区別され、また、戸籍の附票にまだ記載されていないことから、本登録とも区別される。</p> <p>「本登録」も参照のこと。</p>	<p style="text-align: center;">か</p> <p>仮登録【かりとうろく】……「<u>仮登録状態</u>」とは、異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、法上、戸籍の附票にまだ記載されていない状態のこと。異動処理が確定されておらず、異動履歴とならない状態であり、システム上は保存されていることから、単なる入力途中の状態とは区別され、また、戸籍の附票にまだ記載されていないことから、本登録とも区別される。</p> <p>「本登録」も参照のこと。</p>